

川口市業務委託請負業者指名選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川口市契約に関する規則及び川口市工事請負業者等審査委員会規則で定めるもののほか、この市が発注する委託業務のうち植物管理、環境機器点検整備、設計、監理及び測量並びに土木・建築技術に係る調査の業務委託（以下「業務委託」という。）の入札に参加する業者の指名について必要な事項を定めるものとする。

(指名の基準)

第2条 市長は業者の指名にあたっては、市内業者育成に配慮するとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 最近における不誠実な行為の有無
- (2) 最近における経営の状況
- (3) 最近における業務実績
- (4) 当該業務についての地理的条件
- (5) 手持業務の状況及び業務処理能力
- (6) 当該業務についての技術的適性
- (7) 最近における安全管理の状況
- (8) 最近における労働福祉の状況

(指名業者数)

第3条 1件の業務委託の入札に参加させる指名業者数は、別表のとおりとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 特別の技術を必要とするとき。
- (2) その他特別の事由があるとき。

附 則

この告示は、平成6年7月1日から施行する。

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に新規契約を締結する業務委託から適用する。

別 表

指 名 業 者 の 数

設 計 金 額 (税込)	指名業者数
1,000,000円を超え、3,000,000円以下のもの	4 者以上
3,000,000円を超え、5,000,000円以下のもの	5 者以上
5,000,000円を超え、10,000,000円以下のもの	6 者以上
10,000,000円を超え、30,000,000円以下のもの	7 者以上
30,000,000円を超えるもの	8 者以上